

指導検査基準（指定福祉用具貸与事業）

項目	条例・規則・要領等	根拠法令等
<p>第1 人員に関する基準</p> <p>1 福祉用具専門相談員の員数</p>	<p>(1) 指定福祉用具貸与事業者が指定福祉用具貸与事業所ごとに置くべき福祉用具専門相談員の員数は、常勤換算方法で、2以上となっているか。</p> <p>ただし、指定福祉用具貸与事業者が次の各号に掲げる事業者の指定を併せて受ける場合であって、当該指定に係る事業所と指定福祉用具貸与事業所が同一の事業所において一体的に運営される場合については、次の各号に掲げる事業者の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる福祉用具専門相談員の員数を満たすことをもって、上記の員数を満たすものとみなすことができる。</p> <p>指定介護予防福祉用具貸与事業者 指定特定介護予防福祉用具販売事業者 指定特定福祉用具販売事業者</p> <p>(2) 福祉用具貸与は、福祉用具の選定に当たり福祉用具専門相談員から福祉用具に関する専門的知識に基づく助言を受けて行われているか。</p>	<p>法第74条第1項 居宅条例第249条第1項、第2項 居宅規則第69条第1項、第2項</p> <p>法施行令第4条1項 法規則第22条の31第1項</p>

	<p>(3) 福祉用具専門相談員は、次の各号のいずれかに該当するものとなっているか。</p> <p>保健師 看護師 准看護師 理学療法士 作業療法士 社会福祉士 介護福祉士 義肢装具士</p> <p>介護員養成研修修了者（介護職員基礎研修課程、訪問介護に関する1級及び2級課程の修了者に限る。） 福祉用具専門相談員指定講習の課程修了者</p>	<p>法施行令第4条1項</p>
<p>2 管理者</p>	<p>指定福祉用具貸与事業者は、指定福祉用具事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置いているか。</p> <p>ただし、指定福祉用具貸与事業所の管理上支障がない場合は、当該指定福祉用具貸与事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。</p>	<p>居宅条例第250条第1項、第2項</p>
<p>第2 設備に関する基準 1 設備及び備品等</p>	<p>(1) 指定福祉用具貸与事業者は、福祉用具の保管及び消毒のために必要な設備及び器材並びに利用申込の受付、相談等の事業の運営を行うために必要な広さの区画を有するほか、指定福祉用具貸与の提供に必要なその他の設備及び備品等を備えているか。</p> <p>ただし、委託等により福祉用具の保管又は消毒を他の事業</p>	<p>法第74条第2項 居宅条例第251条第1項 居宅施行要領第三の一一の2の(1)(2)</p>

<p>第3 運営に関する基準</p> <p>1 運営規程</p>	<p>者に行わせる場合にあつては、福祉用具の保管又は消毒のために必要な設備又は器材を有しないことができるものとする。</p> <p>(2) (1)の設備及び器材の基準は、次のとおりとなっているか。</p> <p>福祉用具の保管のために必要な設備</p> <p>イ 清潔であること。</p> <p>ロ 既に消毒又は補修がなされている福祉用具とそれ以外の福祉用具を区分することが可能であること。</p> <p>福祉用具の消毒のために必要な器材</p> <p>当該指定福祉用具貸与事業者が取り扱う福祉用具の種類及び材質等からみて適切な消毒効果を有するものであること。</p> <p>ただし、指定福祉用具貸与事業者が指定介護予防福祉用具貸与事業者の指定を併せて受け、かつ、指定福祉用具貸与の事業と指定介護予防福祉用具貸与の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準条例第二百四十条第一項及び第二項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、上記(1)、(2)に規定する設備及び備品を備えているものとみなすことができる。</p> <p>指定福祉用具貸与事業者は、指定福祉用具貸与事業所ごとに次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めているか。</p> <p>事業の目的及び運営の方針</p> <p>従業者の職種、員数及び職務内容</p> <p>営業日及び営業時間</p> <p>指定福祉用具貸与の提供方法、取り扱う種目及び利用料その他の費用の額</p> <p>通常の事業の実施地域</p>	<p>居宅条例第251条第2項、 居宅規則第70条(1) 居宅施行要領第三の一一の2の(3)(4)</p> <p>居宅条例第251条第3項 居宅規則第70条(2)</p> <p>居宅条例第252条</p>
----------------------------------	---	--

	その他運営に関する重要事項	
2 勤務体制の確保等	<p>(1) 指定福祉用具貸与事業者は、利用者に対し適切な指定福祉用具貸与を提供できるよう、指定福祉用具貸与事業所ごとに従業員の勤務の体制を定めているか。</p> <p>(2) 指定福祉用具貸与事業所ごとに、福祉用具専門相談員の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係等を勤務表上明確にしているか。</p> <p>(3) 指定福祉用具貸与事業者は、指定福祉用具貸与事業所ごとに、当該指定福祉用具貸与事業所の従業員によって指定福祉用具貸与を提供しているか。</p> <p>ただし、利用者のサービス利用に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。</p> <p>(4) 指定福祉用具貸与事業者は、福祉用具貸与従業員の資質向上のため、外部研修その他の適切な研修の機会を確保しているか。</p>	<p>居宅条例第262条（準用第103条第1項） 居宅施行要領第三の一一の3の(8)（準用第三の一の3の(4)の ）</p> <p>居宅条例第262条（準用第103条第2項）</p> <p>居宅条例第262条（準用第103条第3項）</p>
3 内容及び手続の説明及び同意	<p>(1) 指定福祉用具貸与事業者は、指定福祉用具貸与の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、福祉用具専門相談員等の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を文書により得ているか。</p> <p>(2) 文書は、わかりやすいものとなっているか。</p>	<p>法第74条第2項 居宅条例第262条（準用第12条第1項） 居宅施行要領第三の一一の3の(8)（準用第三の一の3の(5)）</p>
4 心身の状況等の把握	<p>指定福祉用具貸与事業者は、指定福祉用具貸与の提供に当たっては、利用者に係る居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めているか。</p>	<p>居宅条例第262条（準用第17条）</p>
5 身分を証する書類の携行	<p>(1) 指定福祉用具貸与事業者は、従業員に身分を証する書類を携行させ、利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しているか。</p>	<p>居宅条例第262条（準用第22条） 居宅施行要領第四の一（第三の一の3の(12)）</p>

<p>6 サービスの提供の記録</p>	<p>(2) 証書等には当該指定福祉用具貸与事業所の名称、当該福祉用具専門相談員等の氏名の記載があるか。</p> <p>(1) 指定福祉用具貸与事業者は、指定福祉用具貸与を提供した際には、当該指定福祉用具貸与の提供の開始日及び終了日並びに種目及び品名、当該指定福祉用具貸与について法第41条第6項の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額その他必要な事項を、利用者の居宅サービス計画を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載しているか。</p> <p>(2) 指定福祉用具貸与事業者は、指定福祉用具貸与を提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合は、当該記録の写しの交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しているか。</p>	<p>参照)</p> <p>居宅条例第262条(準用第23条第1項)</p> <p>居宅条例第262条(準用第23条第2項)</p>
<p>7 利用料等の受領</p>	<p>(1) 指定福祉用具貸与事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定福祉用具貸与を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定福祉用具貸与に係る居宅介護サービス費用基準額から当該指定福祉用具貸与と事業者を支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けているか。</p> <p>(2) 指定福祉用具貸与事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定福祉用具貸与を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定福祉用具貸与に係る居宅介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしているか。</p> <p>(3) 指定福祉用具貸与事業者は、(1)、(2)の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額以外の支払を利用者から受けていないか。</p> <p>ア 通常の事業の実施地域以外の地域において指定福祉用具貸与を行う場合の交通費</p> <p>イ 福祉用具の搬出入に特別な措置が必要な場合の当該措置に要する費用</p> <p>(4) 指定福祉用具貸与事業者は、(3)の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得ているか。</p> <p>(5) 利用者から前払いにより利用料を徴収している場合は、要介護者の要介護認定の有効期間を超える分について前払いにより利用料を徴収していないか。</p> <p>指定福祉用具貸与事業者は、あらかじめ定めた期日までに利用者から利用料又はその一部の支払がな</p>	<p>居宅条例第253条第1項</p> <p>居宅条例第253条第2項</p> <p>居宅条例第253条第3項</p> <p>居宅条例第253条第4項</p> <p>居宅施行要領第三の一一の3の(1)の</p> <p>居宅条例第253条第5項</p>

<p>8 指定福祉用具貸与の 具体的取扱方針</p>	<p>く、その後の請求にもかかわらず、正当な理由なく支払に応じない場合は、当該指定福祉用具貸与に係る福祉用具を回収すること等により、当該指定福祉用具貸与の提供を中止することができる。</p> <p>(6) 指定福祉用具貸与事業者は、指定福祉用具貸与その他のサービスの提供に要した費用につき、その支払を受ける際、当該支払をした居宅要介護被保険者に対し、施行規則第 65 条で定めるところにより、領収証を交付しているか。</p> <p>(7) 指定福祉用具貸与事業者は、法第 41 条第 8 項の規定により交付しなければならない領収証に、指定福祉用具貸与について居宅要介護被保険者から支払を受けた費用の額のうち、同条第 4 項第 1 号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該指定福祉用具貸与に要した費用の額を超えるときは、当該現に指定福祉用具貸与に要した費用の額とする。)に係るもの及びその他の費用の額を区分して記載し、当該その他の費用の額についてはそれぞれ個別の費用ごとに区分して記載しているか。</p> <p>(1) 指定福祉用具貸与の提供に当たっては、11 に規定する福祉用具貸与計画に基づき、福祉用具が適切に選定され、かつ、使用されるよう、専門的知識に基づき相談に応じるとともに、目録等の文書を示して福祉用具の機能、使用方法、利用料等に関する情報を提供し、個別の福祉用具の貸与に係る同意を得ているか。</p> <p>(2) 指定福祉用具貸与の提供に当たっては、貸与する福祉用具の機能、安全性、衛生状態等に関し、点検を行っているか。</p> <p>(3) 指定福祉用具貸与の提供に当たっては、利用者の身体の状況等に応じて福祉用具の調整を行うとともに、当該福祉用具の使用方法、使用上の留意事項、故障時の対応等を記載した文書(当該福祉用具の製造事業者、指定福祉用具貸与事業者等の作成した取扱説明書)を利用者に交付し、十分な説明を行った上で、必要に応じて利用者実際に当該福祉用具を使用させながら使用方法の指導を行っているか。</p> <p>特に、電動車いす、移動用リフト等の使用に際し安全性の面から注意が必要な福祉用具については、訓練操作の必要性等利用に際しての注意事項について十分説明しているか。</p> <p>また、自動排泄処理装置等の使用に際し衛生管理の面から注意が必要な福祉用具については、利用者又</p>	<p>法第41条第8項</p> <p>法施行規則第65条</p> <p>居宅条例第255条第1号</p> <p>居宅施行要領第三の一一の3の(4)</p> <p>居宅条例第255条第2号</p> <p>居宅条例第255条第3号</p> <p>居宅施行要領第三の一一の3の(4)の</p>
--------------------------------	---	---

<p>9 福祉用具貸与計画の作成</p>	<p>は家族等が日常的に行わなければならない衛生管理（洗浄、点検等）について十分説明しているか。</p> <p>(4) 指定福祉用具貸与の提供に当たっては、利用者等からの要請等に応じて、貸与した福祉用具の使用状況を確認し、必要な場合は、使用方法の指導、修理等を行っているか。</p> <p>なお、修理を行った場合は、専門相談員が責任をもって修理後の点検を行っているか。</p> <p>特に、自動排泄処理装置等の使用に際し衛生管理の面から注意が必要な福祉用具については、当該福祉用具の製造事業者が規定するメンテナンス要領等に則り、定期的な使用状況の確認、衛生管理、保守・点検を確実に実施しているか。</p> <p>(5) 居宅サービス計画に指定福祉用具貸与が位置づけられる場合には、当該計画に指定福祉用具貸与が必要な理由が記載されるとともに、当該利用者に係る介護支援専門員により、必要に応じて随時その必要性が検討された上で、継続が必要な場合にはその理由が居宅サービス計画に記載されるように必要な措置を講じているか。</p> <p>(1)福祉用具専門相談員は、利用者ごとに、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえ、指定福祉用具貸与の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した福祉用具貸与計画を作成しているか。</p> <p>なお、指定特定福祉用具販売の利用がある場合は、指定特定福祉用具販売基準に規定する特定福祉用具販売計画と一体のものとして作成されているか。</p> <p>(2) 福祉用具貸与計画（様式は各事業所ごとに定めるもの）には、福祉用具の利用目標、具体的な福祉用具の機種、当該機種を選定した理由等が記載されているか。その他、関係者間で共有すべき情報（福祉用具使用時の注意事項等）がある場合には、留意事項に記載されているか。</p> <p>(3) 福祉用具貸与計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成されているか。</p> <p>なお、福祉用具貸与計画を作成後に居宅サービス計画が作成された場合は、当該福祉用具貸与計画が居宅サービス計画に沿ったものであるか確認し、必要に応じて変更しているか。</p> <p>(4) 福祉用具専門相談員は、福祉用具貸与計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に</p>	<p>居宅条例第255条第4号</p> <p>居宅施行要領第三の一一の3の(4)の</p> <p>居宅条例第255条第5号</p> <p>居宅施行要領第三の一一の3の(4)の</p> <p>居宅条例第256条第1項</p> <p>居宅施行要領第三の一一の3の(4)の イ</p> <p>居宅施行要領第三の一一の3の(4)の ロ</p> <p>居宅条例第256条第21項</p> <p>居宅施行要領第三の一一の3の(4)の ハ</p> <p>居宅条例第256条第31項</p>
----------------------	---	---

<p>10 適切な研修の機会の確保</p>	<p>対して説明し、利用者の同意を得ているか。</p> <p>(5) 福祉用具専門相談員は、福祉用具貸与計画を作成した際には、当該福祉用具貸与計画を利用者に交付しているか。</p> <p>(6) 福祉用具専門相談員は、福祉用具貸与計画の作成後、当該福祉用具貸与計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて当該福祉用具貸与計画の変更を行っているか。</p> <p>(7) 福祉用具専門相談員は、福祉用具貸与計画の変更を行う際も、上記(1)から(5)に準じて取り扱っているか。</p> <p>指定福祉用具貸与事業者は、福祉用具専門相談員の資質の向上のために、福祉用具の構造、使用方法等についての継続的な研修を定期的かつ計画的に受けさせているか。</p>	<p>居宅施行要領第三の一一の3の(4)の二 居宅条例第256条第4項 居宅施行要領第三の一一の3の(4)の二 居宅条例第256条第5項</p> <p>居宅条例第257条 居宅施行要領第三の一一の3の(5)</p>
<p>11 衛生管理等</p>	<p>(1) 指定福祉用具貸与事業者は、従業員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行っているか。</p> <p>(2) 指定福祉用具貸与事業者は、回収した福祉用具を、その種類、材質等からみて適切な消毒効果を有する方法により速やかに消毒するとともに、既に消毒が行われた福祉用具と消毒が行われていない福祉用具とを区分して保管しているか。</p> <p>なお、消毒は、福祉用具の種類ごとに、消毒の具体的方法及び消毒器材の保守点検の方法を記載した標準作業書を作成し、これに従い熱湯による消毒、消毒液を用いた清拭等、その種類、材質等からみて適切な消毒方法により消毒を行っているか。</p> <p>(3) 指定福祉用具貸与事業者は、(2)の規定にかかわらず、福祉用具の保管又は消毒を委託等により他の事業者に行わせる場合において、当該指定福祉用具貸与事業者は、当該委託等の契約の内容において保管又は消毒が適切な方法により行われることを担保しているか。</p> <p>また、担保するために、当該保管又は消毒の業務に係る委託契約において次に掲げる事項を文書により取り決めているか。</p> <p>当該委託等の範囲 当該委託等に係る業務の実施に当たり遵守すべき条件</p>	<p>居宅条例第259条第1項 居宅条例第259条第2項</p> <p>居宅施行要領第三の一一の3の(6)の</p> <p>居宅条例第259条第3項 居宅施行要領第三の一一の3の(6)の</p>

	<p>受託者等の従業者により当該委託等業務が運営基準に従って適切に行われていることを指定福祉用具貸与事業者が定期的に確認する旨</p> <p>指定福祉用具貸与事業者が当該委託等業務に関し受託者等に対し指示を行い得る旨</p> <p>指定福祉用具貸与事業者が当該委託等業務に関し改善の必要を認め、所要の措置を講じるよう の指示を行った場合において当該措置が講じられたことを指定福祉用具貸与事業者が確認する旨</p> <p>受託者等が実施した当該委託等業務により利用者に賠償すべき事故が発生した場合における責任の所在</p> <p>その他当該委託等業務の適切な実施を確保するために必要な事項</p> <p>(4) 指定福祉用具貸与事業者は、(3)の 及び の確認の結果の記録を作成しているか。また、 の指示は、文書で行っているか。</p> <p>(5) 指定福祉用具貸与事業者は、(3)により福祉用具の保管又は消毒を委託等により他の事業者に行わせる場合にあっては、当該事業者の業務の実施状況について定期的に確認し、その結果等を記録しているか。</p> <p>(6) 指定福祉用具貸与事業者は、事業所の設備及び備品について、衛生的な管理に努めているか。</p>	<p>居宅施行要領第三の一一の3の(6)の</p> <p>居宅条例第259条第4項</p> <p>居宅条例第259条第5項</p>
<p>12 掲示及び目録の備え付け</p>	<p>(1) 指定福祉用具貸与事業者は、事業所の見えやすい場所に、運営規程の概要その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しているか。</p> <p>(2) 前項の規定にかかわらず、掲示が著しく困難な場合は、利用者が自由に見ることが出来る場所に重要事項を記載した書面を設置しているか。</p> <p>(3) 指定福祉用具貸与事業者は、利用者の福祉用具の選択に資するため、指定福祉用具貸与事業所に、その取り扱う福祉用具の品名及び品名ごとの利用料その他の必要事項が記載された目録等を備え付けているか。</p>	<p>居宅条例第260条第1項</p> <p>居宅条例第260条第2項</p> <p>居宅条例第260条第3項</p>
<p>13 秘密保持等</p>	<p>(1) 指定福祉用具貸与事業所の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしていないか。</p>	<p>居宅条例第262条準用（第34条第1項）</p>

<p>14 苦情処理</p>	<p>(2) 指定福祉用具貸与事業者は、当該指定福祉用具貸与事業所の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じているか。</p> <p>(3) 指定福祉用具貸与事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ているか</p> <p>(1) 指定福祉用具貸与事業者は、提供した指定福祉用具貸与に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じているか。</p> <p>具体的には、相談窓口、苦情処理の体制及び手順等当該事業所における苦情を処理するために講ずる措置の概要について明らかにし、利用申込者又はその家族にサービスの内容を説明する文書に苦情に対する措置の概要についても併せて記載するとともに、事業所に掲示すること等を行っているか。</p> <p>(2) 指定福祉用具貸与事業者は、(1)の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しているか。</p> <p>(3) 指定福祉用具貸与事業者は、苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組を自ら行っているか。</p> <p>(4) 指定福祉用具貸与事業者は、提供した指定福祉用具貸与に関し、法第23条の規定により区市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該区市町村の職員からの質問若しくは照会に応じているか。</p> <p>また、利用者からの苦情に関して区市町村が行う調査に協力することともに、区市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。</p> <p>(5) 指定福祉用具貸与事業者は、区市町村からの求めがあった場合には、(4)の改善の内容を区市町村に報告しているか。</p> <p>(6) 指定福祉用具貸与事業者は、提供した指定福祉用具貸与に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う法第176条第1項第2号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。</p> <p>(7) 指定福祉用具貸与事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、(6)の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しているか。</p>	<p>居宅条例第262条準用(第34条第2項)</p> <p>居宅条例第262条準用(第34条第3項)</p> <p>居宅条例第262条準用(第37条第1項)</p> <p>居宅施行要領第三の一の3の(8) 準用 (第三の一の3の(25)の)</p> <p>居宅条例第262条準用(第37条第2項)</p> <p>居宅施行要領第三の一の3の(8)準用(第三の一の3の(25)の)</p> <p>居宅条例第262条準用(第37条第3項)</p> <p>居宅条例第262条準用(第37条第4項)</p>
----------------	--	---

<p>15 事故発生時の対応</p>	<p>(1) 指定福祉用具貸与事業者は、利用者に対する指定福祉用具貸与の提供により事故が発生した場合は、区市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じているか。</p> <p>(2) 指定福祉用具貸与事業者は、利用者に対する指定福祉用具貸与の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っているか。</p> <p>(3) 指定福祉用具貸与事業者は、前項の損害賠償に備えるため、保険加入その他の必要な措置を講ずるよう努めているか。</p> <p>(4) 指定福祉用具貸与事業者は、事故が生じた際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じているか。</p>	<p>居宅条例第262条準用(第39条第1項) 居宅施行要領第三の一一の3の(8)準用(第三の一の3の(27)) 居宅条例第262条準用(第39条第2項) 居宅条例第262条準用(第39条第3項) 居宅施行要領第三の一一の3の(8)準用(第三の一の3の(27)の)</p>
<p>第4 変更の届出等</p>		
<p>1 変更の届出等</p>	<p>(1) 事業者は、当該指定に係る事業所の名称及び所在地その他厚生労働省令で定める事項に変更があったとき、又は休止した当該サービスの事業を再開したときは、厚生労働省令で定めるところにより、10日以内に、その旨を市道府県知事に届け出ているか。</p>	<p>法第75条第1項</p>
<p>第5 介護給付費の算定及び取扱い</p>		
<p>1 福祉用具貸与費の単位数の算定</p>	<p>指定福祉用具貸与事業所において、指定福祉用具貸与を行った場合に、現に指定福祉用具貸与に要した費用の額を当該指定福祉用具貸与事業所の所在地に適用される1単位の単価で除して得た単位数(1単位未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た単位数)としているか。</p>	<p>法第41条第4項第1号 厚告第19号別表の11</p>
<p>2 搬出入に要する費用の取扱い</p>	<p>搬出入に要する費用は、現に指定福祉用具貸与に要した費用に含まれるものとし、個別には評価していないか。</p>	<p>厚告第19号別表の11の注1</p>

<p>3 要介護1の者に係る指定福祉用具貸与費</p>	<p>ただし、指定福祉用具貸与事業所が別に厚生労働大臣が定める地域（平成12年厚生省告示第24号）に所在する場合にあっては、当該指定福祉用具貸与の開始日の属する月に、指定福祉用具貸与事業者の通常の事業の実施地域において指定福祉用具貸与を行う場合に要する交通費に相当する額を当該指定福祉用具貸与事業所の所在地に適用される1単位の単価で除して得た単位数を、個々の福祉用具ごとに当該指定福祉用具貸与に係る福祉用具貸与費の100分の100に相当する額を限度として所定単位数に加算して差し支えない。</p> <p>(1) 要介護状態区分が要介護1である者に対して、厚生労働大臣が定める福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与に係る福祉用具の種目（平成11年厚生省告示第93号）に規定する「車いす」、「車いす付属品」、「特殊寝台」、「特殊寝台付属品」、「床ずれ防止用具」、「体位変換機」、「認知症老人徘徊感知機器」及び「移動用リフト」（以下「対象外種目」という。）について指定福祉用具貸与を行った場合、福祉用具貸与費を算定していないか。また、要介護状態区分が要介護1、要介護2又は要介護3である者に対して、同告示第13項に規定する自動排泄処理装置（尿のみを自動的に吸引する機能のものを除く。）に係る指定福祉用具貸与を行った場合は、福祉用具貸与費は算定していないか。</p> <div data-bbox="459 826 1198 1168" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>自動排泄処理装置の定義の内容は次のとおり。</p> <p>尿又は便が自動的に吸引されるものであり、かつ、尿や便の経路となる部分を分割することが可能な構造を有するものであって、居宅要介護者等又はその介護を行う者が容易に使用できるもの（交換可能部品（レシーバー、チューブ、タンク等のうち、尿や便の経路となるものであって、居宅要介護者等又はその介護を行う者が容易に交換できるもの）を除く。）</p> </div> <div data-bbox="459 1216 1198 1361" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>自動排泄処理装置に係る厚生労働大臣が定める者の内容は次のとおり。</p> <p>次のいずれにも該当する者</p> </div>	<p>厚告第19号別表の11の注4</p>
-----------------------------	---	-----------------------

	<p>(1) 排便において全介助を必要とする者</p> <p>(2) 移乗において全介助を必要とする者</p> <p>(2) ただし、次に掲げる厚生労働大臣が定める者については(1)は適用しない。</p> <p>イ 次に掲げる福祉用具の種類に応じ、それぞれ次に掲げる者</p> <p>車いす（第1項）、車いす付属品（第2項） 次のいずれかに該当する者</p> <p>（一）日常的に歩行が困難な者</p> <p>（二）日常生活範囲において移動の支援が特に必要と認められる者</p> <p>特殊寝台（第3項）、特殊寝台付属品（第4項） 次のいずれかに該当する者</p> <p>（一）日常的に起きあがり困難な者</p> <p>（二）日常的に寝返りが困難な者</p> <p>床ずれ防止用具（第5項）、体位変換器（第6項） 日常的に寝返りが困難な者</p> <p>認知症老人徘徊感知機器（第11項） 次のいずれにも該当する者</p> <p>（一）意思の伝達、介護を行う者への反応、記憶又は理解に支障がある者</p> <p>（二）移動において全介助を必要としない者</p> <p>移動用リフト（つり具の部分を除く。）（第12項）</p> <p>（一）日常的に立ち上がりが困難な者</p> <p>（二）移乗が一部介助又は全介助を必要とする者</p> <p>（三）生活環境において段差の解消が必要と認められる者</p>	<p>厚告第94号の三十一</p>
--	---	-------------------